未来をひらき、未来につなぐ

# 京都府国土利用計画

平成 29 年 1 月 京 都 府

# まえがき

京都府国土利用計画(以下「本計画」という。)は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条の規定により、京都府の区域における土地(以下「国土」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものであり、府内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)及び京都府土地利用基本計画の基本となるほか、国土の利用に関する指針となるものである。

平成 27 年(2015 年)8 月 14 日に、国土利用計画(全国計画)が策定されたことを受け、「明日の京都」、「京都府地域創生戦略」をはじめ、「京都府国土強靭化地域計画」等の本府における他の計画との整合性を図るとともに、今後 10 年間を見据え、平成 37 年(2025 年)を目標年次に、平成 24 年(2012 年)を基準年次とする。

さらに、府域について、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域の地域類型別に区分するとともに、丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域、京都市域及び山城地域の地域別に区分し、農地、森林、宅地等の土地利用区分別に、本計画を策定する。

なお、本計画は、今後の国土利用をめぐる社会経済情勢の変化に応じて、適宜、見直しを 行うものとする。

# 目 次

# はじめに

1 国土の利用に関する基本構想	•	•	,	•	•	•	•	1
(1) 国土利用の基本方針	•		•	•	•	•	•	1
(2) 地域類型別の国土利用の基本方向	•	•	•	•	•	•	•	9
(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向	•		•	•	•	•	1	2
(4) 利用区分別の国土利用の基本方向	•		•	•	•	•	2	1
2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	•	•	,	•	•	•	2	5
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	•	•	,	•	•	•	2	7
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	•	•	,	•	•	•	2	7
(2) 国土の保全と安全性の確保	•	•	,	•	•	•	2	7
(3) 持続可能な国土の管理	•	•	,	•	•	•	2	8
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	•	•	,	•	•	•	2	9
(5) 国土に関する調査の推進	•	•	,	•	•	•	3	0
(6) 土地利用転換の適正化	•	•	,	•	•	•	3	1
(7) 土地の有効利用の促進	•	•	,	•	•	•	3	2
(8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進	•	•	,	•	•	•	3	2
(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	•	•	,	•	•	•	3	2
(10) 計画の効果的な推進	•	•	,	•	•	•	3	3
(11) 府民参画による国土管理の推進	•	•	,	•	•	•	3	3

おわりに

国土利用計画は、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となってきており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。

府南部地域の一部で人口が増加するところがある一方、ほとんどの地域で人口が減少しており、今後は、人口減少下における国土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低下する機会を捉え、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、これからの国土利用計画の大きな役割となる。その際、本計画が示す基本的な方針の中で、府内の各地域がそれぞれの自然や文化、社会経済状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組みを促進していくことが重要である。

今日、東京に人口だけでなく政治・行政・経済などのあらゆる機能が集中するとともに、都会の方が便利で暮らしやすいといった考えや、大企業を志向する若年者等の就職意識など、人々の価値観の固定化といったものが見受けられ、社会から多様性や柔軟性が失われることが懸念されている。一方、京都には、悠久の歴史と伝統、世界水準の大学・研究機関や高い技術力を持った企業の集積、豊かな自然環境など魅力的な資源や資産が存在するとともに、こうした資源等を結びつけ、人々の活動を支える交流基盤の整備が府内で実現しつつある。

これまで、本府においては、平成23年(2011年)に府政運営の指針である「明日の京都」を策定(平成27年(2015年)改定)し、「府民安心の再構築」、「地域共生の実現」、「京都力の発揮」という3つの基本方向のもと、「海・森・お茶」をキーワードとした「もうひとつの京都」プロジェクトの推進等により、だれもがしあわせを実感できる希望の京都づくりに取り組んできたところである。

また、平成27年(2015年)10月に「京都府地域創生戦略」を策定し、京都が持つ資源や資産にさらに磨きをかけ、京都の未来を拓く人をつくり、地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げ、京都から地域を、そして日本を変える新たな文化の創生に全力を挙げて取り組むこととしている。

本計画は、国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用をめざす。

#### 1 国土の利用に関する基本構想

#### (1) 国土利用の基本方針

国土の利用は、国土が現在及び将来における府民のための限られた資源であるとともに、生活や生産の共通の基盤であることを考慮し、自然環境及び歴史的環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

本計画は、近年の急激な人口減少、少子高齢化の進展や、集中豪雨・地震等による大規模災害の頻発、京都丹波高原国定公園の指定、文化庁の京都への全面的な移転の方針決定、京都縦貫自動車道等の高速交通網の整備など府内の社会経済状況が大きく変化する中で、今後 10 年間を見据えながら、「明日の京都」、「京都府地域創生戦略」をはじめ、「京都府国土強靭化地域計画」等の本府における他の計画との整合性を図り、豊かな自然や歴史・文化の保全とともに、「京都流 地域創生」の実現を通じ、府域の均衡ある発展をめざす。

なお、本計画においては、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えて検討することが重要であることから、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域に区分し、また、京都府は南北に長く自然条件等が大きく異なり、地域ごとに個性豊かな特徴を有していることや、前回計画以後の市町村合併等の状況を踏まえ、丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域、京都市域及び山城地域の5地域に区分し、また、農地、森林、宅地等の土地利用状況ごとに区分して、基本方向を示す。

# ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件 の変化を考慮する必要がある。

#### (ア) 急激な人口減少と超高齢化の進展

府内総人口は平成17年(2005年)から自然減となっており、既に人口減少局面を迎えている。人口の高齢化も進展しており、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は既に減少を続ける一方、老年人口(65歳以上)が増加の一途をたどっている。また、府内総人口約261万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)のうち半数以上の約148万人(同上)は京都市が占める一方、2番目の規模の宇治市が約18万人(同上)で、その他の市町村は9万人(同上)に満たないように、京都市への人口集中が顕著である。今後、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って国土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の国土利用においては、急激な人口減少下における国土の適切な利用・管理のあり方を構築することが重要である。

# (イ) 大規模災害の頻発

平成 23 年(2011 年)の東日本大震災や平成 28 年(2016 年)熊本地震をはじめ、府域においても、平成 16 年(2004 年)台風第 23 号、3 年連続の大規模災害(平成 24 年(2012 年)京都府南部豪雨、平成 25 年(2013 年)台風第 18 号、平成 26 年(2014 年)8 月豪雨)等の近年の気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生するようになってきたことから、居住地や公共施設の立地など国土利用面における安心・安全に対する府民の意識が高まりを見せている。

人口減少は、開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあることから、中長期の視点から、より計画的かつ戦略的に、安全かつ持続可能な国土利用を実現していくことが重要である。

# (ウ) 自然環境保全意識の高まり

自然環境の保全に向けた国定公園の指定(丹後天橋立大江山国定公園(平成 19 年 (2007 年))、京都丹波高原国定公園(平成 28 年 (2016 年))や、京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議(平成9年(1997年))を契機とした地球温暖化対策の推進等により、環境に対する意識が高まる中、今後、人口減少により開発圧力が低下する機会を捉え、その保全・再生を図ることが重視されるようになってきており、再生可能な資源・エネルギーの供給、防災・減災及び生活環境の改善など、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、社会経済的な観点からその保全と活用を図ることが必要である。

# (エ) 交流基盤整備の進展

交流基盤については、平成22年(2010年)に京都舞鶴港の国際埠頭が供用開始され、平成25年(2013年)に京都第二外環状道路(にそと)の開通によって名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながり、平成26年(2014年)に舞鶴若狭自動車道、平成27年(2015年)に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成28年(2016年)10月には山陰近畿自動車道が京丹後市まで延伸したところであり、今後も新名神高速道路の全線開通が予定されている。

また、平成27年(2015年)に京都丹後鉄道が上下分離方式による事業の再編により新たに誕生し、さらにJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の推進や、北陸新幹線等のルートも決定予定であるなど、交流基盤の整備が着実に進められる予定である。

#### (オ) 文化首都づくりへの新たな動き

京都府は、古来、政治・文化の中心地であったため、史跡・名勝や神社・仏閣をはじめ多くの文化遺産が存在し、それら遺産と周辺環境が一体となった歴史的環境の保全を図ってきた。また、文化財保護だけでなく、文化財を活用したイベント(源氏物語千年紀、「世界遺産・二条城 MICE プラン」事業等)を開催する中で、京都の文化を国内外に広く発信してきており、さらに文化庁の京都への全面的な移転の方針が決定

されるなど、文化首都づくり(文化創生)に向けた新たな動きがみられる。

府内各地には豊かな自然環境や悠久の歴史と伝統文化が存在しており、それぞれの 地域が持つこうした資源や資産にさらに磨きをかけ、京都の未来を拓く人をつくり、 地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中 で持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる「京都流 地域創生」の取組みがス タートした。

## イ 本計画が取り組むべき課題

こうした国土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、府として取り組むべき課題は、 以下のとおりである。

# (ア) 人口減少による国土管理水準の低下等への対応

府内総人口は平成16年(2004年)にピークを迎えた後に減少をはじめ、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれる。また、年少人口や生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

人口動態の変化は、国土の利用にも大きな影響を与える。既に人口減少等が進展している都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山漁村地域では、農地の転用に加え、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念される。農業従事者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進める必要がある。

林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、また、シカ・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害の影響も大きく、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。

国土管理水準の低下や都市化の進展等の国土利用の変化は、水源涵養機能の低下や 雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。

また、京都府では、地籍整備が遅れており、時間の経過とともに「人証」「物証」が失われ、土地境界が不明確となる状況は、土地の有効利用の妨げとなるおそれがある。

さらに、都市地域へ人口移動が進む中で、農山漁村地域を中心に、今後も所有者の 所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたす おそれがある。このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、 今後、ますます状況が悪化する。

このため、急激な人口減少下においては、国土の適切な利用と管理を通じて国土を 荒廃させない取組みが必要である。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争が激化する中で、経済成長を維持し府民が豊かさを実感できる国土づくりをめざす観点から、生活や生産

水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことも必要である。

# (イ) 災害に対して脆弱な国土の強靱化

津波により沿岸域に大きな被害をもたらした平成23年(2011年)の東日本大震災や、 土砂災害・建物被害をもたらした平成28年(2016年)熊本地震は、国土利用の根本的 な課題を府民に強く意識させた。今後も、南海トラフ地震の発生が30年以内に70% 程度(平成28年(2016年)1月現在)と高い確率で予想されており、また、府域におい てもいつ直下型地震が発生してもおかしくない状況であるため、防災拠点施設の耐震 化等の対策の強化が必要である。

また、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されていることから、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念されており、平成16年(2004年)台風第23号、3年連続の大規模災害の発生(平成24年(2012年)京都府南部豪雨、平成25年(2013年)台風第18号、平成26年(2014年)8月豪雨)など、想定を上回る集中豪雨等の災害リスクへの対応が必要である。

さらに、京都府は、史跡・名勝や神社・仏閣をはじめ多くの文化遺産が存在することから、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止等の防災対策をはじめ、被災文化財の修復、伝統産業の継続など、京都の伝統・文化の保護・継承がなされるよう、平時から体制の構築に努める必要がある。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限など、安全性を優先的に考慮する国土利用への転換が急務となっている。

安心・安全は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、 国土利用においても、災害が発生しても人命を守り、社会経済が致命的なダメージを 受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる強靭な国土の構築が必要である。

## (ウ) 自然環境と美しい景観等の保全

人口減少は、開発圧力の低下等を通じて空間的余裕を生み出す面がある。過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境の再生や生物多様性の確保を進め、持続可能で豊かな暮らしを実現する国土利用を推進していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の 影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があ る。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。

加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を

通じて、食料の安定供給、水源の涵養や国土保全など暮らしを支える生態系サービス (自然の恵み)に大きな影響を及ぼす。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村地域の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や親水空間等の自然環境と美しい景観等を保全・再生・創出し、次世代に継承するとともに、これらを活かして地域の魅力を高め、観光等に利活用することは、地域固有の伝統や文化を継承し個性ある地域を創生する観点からも重要である。

# (エ) 東京一極集中の是正と地域創生

わが国の現状を見ると、東京に人口だけでなく政治・行政・経済等のあらゆる機能が集中するとともに、都会の方が便利で暮らしやすいといった考え方など、人々の価値観の固定化が見受けられ、社会から多様性・柔軟性が失われることが懸念されている。

そのため、東京一極集中からの是正や、固定化した価値観の変革を促し、多様性に富み、柔軟で躍動感にあふれた社会の中で、だれもが持てる能力を発揮できるようにしなければならない。

府内には、天橋立等の豊かな自然景観や、上賀茂神社等の世界遺産(世界文化遺産)、 東寺百合文書等の国宝・重要文化財、葵祭・祇園祭等の伝統的行催事、宇治茶等の優 れた農林水産物(京のブランド産品)、北山杉に代表される豊かな森林資源、西陣織等 の伝統産業から先端技術産業などが存在する。

こうした優れた特徴や独自性を活かして、農林水産業の成長産業化(6 次産業化)を図るとともに、農山漁村地域への移住促進対策や子育て支援などの定住対策によって、「定住人口」の増加を図り、また、京都舞鶴港や高速道路等の交流基盤を活かして、観光誘客や週末居住、二地域居住等による「交流人口」の増加に取り組むことによって、持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる「京都流 地域創生」の取組みを進めていくことが重要である。

#### ウ 国土利用の基本方針

イで示した課題に取り組むため、本計画は、「安心・安全を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「土地の有効活用のための国土利用」、「京都流 地域創生のための国土利用」の4つを基本方針とし、安全性が高く持続可能で豊かな国土を形成する国土利用をめざす。また、人口減少社会において、「定住人口」の増加だけでなく「交流人口」の増加に資する国土利用となるよう、「京都府

地域創生戦略」等の本府における他の計画との整合性を図り、国土利用の指針として、その考え方を示す。

# (ア) 安心・安全を実現する国土利用

地震、津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害に備えた防災・減災対策の推進のため、「災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)」に基づき、水害・地震・土砂災害などの災害危険情報を予め公表する「京都府マルチハザード情報提供システム」による周知等により、府民と情報共有を図り、被害の最小化を図る。

また、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限する。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配意する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

さらに、社会経済上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。

# (イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、 気候変動による影響も考慮しつつ自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連 環による生態系ネットワークの形成を図り、地域づくりに資する形で国土利用を図る。 その際には、国土を形づくり、府民生活の基盤となる生物多様性及び生態系の保全と 持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラ等の取組みを推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努め、里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園等の自然資源や、農山漁村地域における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光誘客や、産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、農山漁村地域への移住や、二地域居住など都市地域から農山漁村地域への人の流れの拡大を図る。

そのほか、美しい農山漁村地域の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や親水空間の 創出など、地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出に努めるとともに、魅力あ る地域づくりに取り組む。地域開発を行う必要がある場合には、自然環境の保全との 両立を図るよう努める。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、 健全な水循環を維持又は回復するための取組みを進める。

また、国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、 外来種対策、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害対策や病害虫被害対策の 推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることにより、生物多様性に関す る取組みを社会に浸透させるなど、自然環境の保全・再生・活用に努める。

# (ウ) 土地の有効活用のための国土利用

人口減少下において増加している都市的土地利用をしている地域では、教育、医療、福祉、商業等の都市機能を維持するとともに、低・未利用地や空き家の有効活用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組みにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、低密度化した地域では、公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案し、地域の状況に応じた対応を進める。また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間連携等を図ることによって必要な機能を享受する取組みを進める。

なお、平成27年(2015年)4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく、それぞれの市町が相互に役割を担い連携することによって、北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進め、圏域として教育、医療、福祉、商業等の都市機能・生活水準の向上を図っていくこととしている。

また、京都市など都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市地域の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進める。

農林業的土地利用をしている地域では、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市地域における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置・更新・撤去等に際 しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本とし、 所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以 外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策として 公的所有や公的管理についても検討していくことが必要である。

# (エ) 京都流 地域創生のための国土利用

京都が持つ資源や資産にさらに磨きをかけるとともに、子育て、教育、雇用等の支援によって地域社会の絆をつくるなど、大学のまち・京都の力を活かした新しい「人づくり文化の創生」、自然や歴史・伝統など多様な地域資源を組み合わせた新しい「産業文化の創生」、豊かな自然の中で都市と田園の魅力を享受する新しい「京都ぐらし文化の創生」、市町村連携により圏域全体で経済・生活機能の向上を図る新しい「地域づくり文化の創生」等に、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなどオール京都で取り組み、未来を見据えた京都ならではの「文化創生」をめざす。

そのため、府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との 一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって、東京 一極集中の是正と府域の均衡ある発展を図る。

また、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成 28 年京都府条例第 26 号)」に基づく空き家や農地の活用、子育て支援などの移住・定住対策による「定住人口」の増加とともに、府域の南北をつなぐ京都縦貫自動車道等の全線開通等に続き、北陸新幹線等の高速交通網の整備を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた国土利用を図る。

#### (オ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用

国土の適切な管理は、国土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、 それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、過去に損な われた湿地等の自然環境の再生や希少野生生物の生息地等としての活用など新たな 用途を見いだすことで国土を荒廃させず、むしろ府民にとってプラスに働くような最 適な国土利用を選択するよう努める。

## (カ) 府民参画による国土管理

地域住民や市町村など、府民参画による地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組みを促進するこ

とが重要である。

このような地域による取組みを基本としつつ、国土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な国土の恵みを享受する都市住民や 民間企業等の多様な主体の参画を進める。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、モデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動など、府民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う府民参画による地域が主体となった取組みを進めていくことが、一層重要となる。

# (2) 地域類型別の国土利用の基本方向

国土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えて検討することが重要であり、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域を代表的な地域類型とし、国土利用の基本方向について、以下のとおりとする。

なお、地域類型別の国土利用に当たっては、相互の関係性に鑑み、相互の機能分担や 交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

# ア 都市地域

都市地域においては、人口減少下においても低・未利用地等の活用により、必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成をめざすことが重要である。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域の都市化を抑制することや、既に 主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性 の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配 慮することが重要である。

これらの取組みにより、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、京都府北部地域連携都市圏の形成など、各市町が相互に役割を分担して連携することによって、教育、医療、福祉、商業等の都市機能や生活水準の向上を図るとともに、農山漁村地域との交流を促進する。

一方、京都市など大都市圏等においては、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間・居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び利便性の高いアクセス交通の確保を図る。

都市地域における防災について、地震等に対しては、出火時の延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が、豪雨等に対しては、浸水対策等が不十分な地下空間が、依然

として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保及び交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び親水空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。

丹後地域では、京都縦貫自動車道等の交流基盤を活かし、「海の京都」構想に基づく「交流人口」の増加による地域活性化、平成32年(2020年)に丹後ちりめん創業300年を迎える織物業や機械金属業をはじめとする地域基幹産業の振興を図る。

中丹地域では、京都舞鶴港や高速道路網を活かして物流関連企業の誘致を推進し、物流拠点の整備を進め地域振興を図るとともに、中心市街地の再整備など、良好な市街地の整備推進を図る。

南丹(京都丹波)地域では、「森の京都」構想を踏まえ、当地域が持つ産業集積、地域 資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、京都丹波立地企業の 経営環境の充実を図る。

京都市域では、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性を活かして、秩序ある土地利用や都市機能の配置を図る。とりわけ、都心部においては、既存の商業・業務機能をさらに高め、魅力的な商業機能の集積を促進する。

山城地域では、京都第二外環状道路(にそと)、新名神高速道路等の整備による交通の利便性を活かした商業・工業機能や国際的な物流機能等の産業の集積に資する計画的な土地利用や関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携を進める。併せて「お茶の京都」構想を踏まえ、戦略的な産業・文化振興及び交流拡大を図る。

## イ 農山漁村地域

農山漁村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市地域にとっても 重要な様々な機能を有する。このため、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備する とともに、6次産業化等による農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を 通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用創出や所得向上を図り、総合的な就業機 会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。

また、公民サービスの融合、PFIの活用、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなど様々な主体との連携・協働などを進める一方、「小さな拠点」の構築等により、生活サービス機能等を向上させるとともに、集落の維持を図る。

このような取組みとともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の

集積・集約、農地の良好な管理、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害 虫被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等によ り、農山漁村地域における集落を維持し、良好な国土管理を継続させるとともに美しい 景観を保全・創出する。

また、都市地域との機能分担を図り、農山漁村地域への移住や二地域居住を進める。さらに、体験観光の推進等により、都市地域との交流等を促進する。

なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。

丹後地域では、地域間交流がますます活発になることが見込まれる中、交通基盤のさらなる利便性の向上を核に、各市町が役割を分担・補完しあいながら、広域的な生活・産業基盤を形成し、農山漁村地域としての魅力と産業等が集積する都市機能を兼ね備えた魅力的な生活圏の構築を進める。

中丹地域では、交通基盤の利便性の向上を核に、管内3市を含む府北部地域の各市町が互いに役割を分担・補完し、一定規模の圏域を形成して、都市地域にない田園の魅力と都市機能の両方を享受できる新たな生活圏の構築を進める。

南丹(京都丹波)地域では、消費地に近い優位性に加え、農林畜産業や食、健康に関する高等教育機関や食品関連産業が数多く立地する強みを活かした農商工連携を進めるとともに、森・里・川の豊かな自然と道路交通網の拡充を活かした農業・農山村交流体験のビジネス化等の展開を図る。

京都市域では、市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、農林業等を介した緑の保全、地域産木材等の有効活用や地産地消の推進を図る。

山城地域では、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマトなどの野菜が多く生産されており、宇治茶や地域ブランド「京やましろ新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる都市近郊型農業の展開を図る。

#### ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を維持・保全すべき地域については、外来種の侵入やイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等に取り組む。

また、都市地域や農山漁村地域を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ることなどにより、適正に保全する。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえた自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として観光等への利活用を図るなど、都市地域や農山漁村地域との適切な関係を構築する。

なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。

丹後地域は、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、また、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリアにも含まれるなど、自然景観に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。

中丹地域は、若狭湾の美しい白砂と透き通った海や丹後天橋立大江山国定公園の大江山連峰で見られる雲海、地域を貫流する由良川の豊かな流れ、緑豊かな里山の風景や美しい星空、東側には京都丹波高原国定公園など、自然に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。

南丹(京都丹波)地域では、急峻な山間地域、いわゆる「京都の屋根」が形成されている北東側から高原が広がる北西側にかけて、京都丹波高原国定公園に指定されている。 南側は、桂川流域に沿って平坦地が開けており、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。

京都市域には、三山等の豊かな自然をはじめ、神社仏閣の建築物や庭園等の借景となる優れた景観がある。また、大都市でありながら市域の4分の3を豊かな森林が占めている。とりわけ、左京区・右京区の一部地域は、希少な湿地植生等の自然環境と、長い歴史に培われた文化的景観を有する京都丹波高原国定公園に指定されており、引き続き、自然環境の保全・再生・活用を進める。

山城地域は、社寺林等の歴史的自然環境や、継続的な管理により維持されてきた竹林や里山等の二次的な自然環境が広がるほか、東側は琵琶湖国定公園に指定されるなど、 多様な形態の自然環境に恵まれており、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。

# (3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向

#### (現況と課題)

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。日本海に面する丹後地域、中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。

また、大部分が中山間地域である中丹地域、南丹(京都丹波)地域には、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており(丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系)、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。

京都市域や山城地域には、大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。

府の総面積は約4,613 kmであり、そのうち、森林面積は約74%、農地面積は約7%と農林業的土地利用が約80%となっており、市街地面積は約6%となっている。

総人口は約261万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)であり、そのうち、政令指定都市である京都市が約148万人(同上)と約57%を占めており、2番目の規模の宇治市が約18万人(同上)で、その他の市町村は9万人(同上)に満たない規模となっている。

丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域及び山城地域の木津川右岸地域においては、

今後も人口減少が推定されるが、「定住人口」の増加だけでなく、通勤・通学等の昼間人口、観光客、週末居住や二地域居住等の多様な交流を通じて、地域ににぎわいと活力をもたらすため、「交流人口」の増加を図ることが重要である。

## ア 丹後地域

丹後地域は、京都府の最北部に位置し、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の2 市2町からなる。面積は約845 km²と府全体(約4,613 km²)の約18%を占めており、東は舞 鶴市、西は兵庫県豊岡市、南は福知山市に接している。

当地域は、天橋立、阿蘇海、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、小天橋、久美浜湾など、様々な貴重な地質遺産を有し、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリアにも含まれており、上世屋、内山のブナ林、夕日ヶ浦、袖志の棚田など自然景観に恵まれた地域である。

気候は、四季の変化に富む日本海型気候で、夏は気温が高い日が続き、晩秋から冬にかけては「浦西(うらにし)」といわれる季節風とそれに伴う時雨現象で、不安定な天候となり、冬季には山間部では1mを超す積雪が見られることもある。

交通基盤については、京阪神地域から 100km 以上離れていることなどが、観光や産業の振興を図る上で制約となっていたが、近年は、平成 26 年(2014 年)に舞鶴若狭自動車道、平成 27 年(2015 年)に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成 28 年(2016 年)に京丹後市域まで延伸された山陰近畿自動車道とそれにアクセスする国道や府道の道路ネットワークの形成が進められ、京都丹後鉄道も含めた交通基盤の整備等が着実に進められてきた。なお、まだ狭あいな道路等も多く、その解消に努めていく必要がある。

一方、当地域は、府内でもっとも高齢化が進んでおり、少子化による人口減少ととも に、依然として深刻なイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害が地 域の社会経済全般にわたり様々な影響を与えている。

さらに、近年は、台風や局地的豪雨等の異常気象による災害が各地で頻発しており、この地域でも、台風による風水害や土砂災害、豪雪による被害が規模の大小にかかわらずほぼ毎年発生している。また、原子力災害等を含めた様々な危機に対応できるようにすることが必要であるなど、生活の安心・安全への対策が一層重要になっている。

## イ 中丹地域

中丹地域は、京都府の北部に位置し、福知山市、舞鶴市及び綾部市の3市からなる。 面積は約1,242 km²と府全体(約4,613 km²)の約27%を占めており、丹波山地の山々と日本 海に囲まれた地域で、東西は56 km、南北は50 kmにわたり、丹後地域、南丹(京都丹波) 地域、福井県の嶺南地域と兵庫県の但馬・丹波地域に隣接している。

また、京都舞鶴港が、国内では北海道との、国外では北東アジアとの日本海側の玄関港として、陸上交通では、古くから京阪神と関西北部との交通の結節点として、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道9号・27号・173号・175号等の道路網、JR山

陰本線・福知山線・舞鶴線・小浜線、京都丹後鉄道宮福線・宮津線の鉄道網が整備されている。

人口は減少傾向にあり、18歳になると進学・就職等によりこの地域を離れる傾向が強いこと、また、少子高齢化の進行とそれに伴う過疎化・集落維持問題、依然として深刻なイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害、中心市街地の衰退、回復に弱さがみられる地域経済情勢、医師不足等の課題がある。

また、社会基盤の整備により交通アクセスが便利になる反面、人々が通り過ぎる地域になることが懸念される。

さらに、当地域は、平成 16 年(2004 年) 台風第 23 号に引き続き、平成 25 年(2013 年) 台風第 18 号や平成 26 年(2014 年) 8 月豪雨等により、10 年間で 3 度の甚大な被害を経験しており、局地的な大雨災害や全国的な大規模地震発生へのおそれが高まる中、原子力災害等を含めた様々な危機に対応できるようにすることが必要であるなど、これまで以上に安心・安全の確保が大きな課題となっている。

## ウ 南丹(京都丹波)地域

南丹(京都丹波)地域は、京都府のほぼ中央部に位置し、亀岡市、南丹市及び京丹波町の2市1町からなる。面積は約1,144k㎡と府全体(約4,613k㎡)の約25%を占めており、東は京都市と滋賀県高島市に、西は福知山市、兵庫県篠山市及び大阪府豊能郡に、南は大阪府高槻市及び茨木市に、北は綾部市及び福井県大飯郡にそれぞれ接している。

北東側に急峻な山間地域が連なり、いわゆる「京都の屋根」が形成され、北西側にかけては高原地域となっており、南側は桂川流域に沿って平坦地が開け、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。

また、京阪神地域の大都市地域にも近接しており、住宅地の開発や企業立地が進展してきている。近年のJR山陰本線(嵯峨野線)や京都縦貫自動車道等の道路交通網の整備、特に平成25年(2013年)4月に名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながったこと、平成27年(2015年)7月に京都縦貫自動車道が全線開通したことにより、京阪神地域とのアクセスが飛躍的に向上した。平成28年(2016年)3月には由良川源流である芦生の森を中心とする京都丹波高原国定公園が新規に指定され、自然環境や景観の良さ、交通の利便性を併せ持つ強みを活かした発展が期待されている。

近年、集中豪雨が多発し、平成25年(2013年)台風第18号や平成26年(2014年)8月豪雨等により甚大な被害を受けたが、自然災害をはじめ、火災や犯罪、感染症、原子力災害等を含め様々な危機に対応できるよう、道路ネットワークの確保や河川改修等のハード対策はもとより、ソフト対策も合わせた取組みにより、災害に強い地域づくりを進めていく必要がある。

北部地域を中心に高齢化が進行しており、高齢化率(65歳以上の人口の割合)は、平成26年(2014年)3月31日現在で27.5%と、京都府平均の25.7%を上回っている。今後も高齢化率は上昇し、平成42年(2030年)には35.1%となることが予測されていることなどから、農業・製造業・サービス業等における「働き手」の確保の問題をはじめ、守り伝

えられてきた文化・伝統の「担い手」不足の問題が顕在化している。

当地域は、都市地域と農山村地域が同居する地域であり、高速道路をはじめとする交通の利便性や、携帯電話の電波受信等の情報通信手段に係る生活環境面での地域間格差も存在する。こうした社会資本整備の格差を少なくする一方で、逆に地域の特性として活用し、農山村地域に住む人の暮らしやすさや、訪れたり移住を望む人にとっての利便性を確保しながら、地域に愛着と誇りを持ってもらえるようにしていくことが大切である。

#### 工 京都市域

京都市域は、京都府の南部に位置しており、総面積は約828 ㎡で、京都府面積約4,612 ㎡の約18%を、人口は、約148万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)で、府内人口約261万人(同上)の約57%を占めている。東は滋賀県高島市及び大津市、西は亀岡市、南は長岡京市、向日市、大山崎町、八幡市、久御山町及び宇治市、北は南丹市にそれぞれ接しており、大阪市域、神戸市域と並び近畿地方の大都市の一つとして都市機能が集積している。

京都市域には、三山等の豊かな自然をはじめ、国宝や重要文化財をはじめとする有形文化財、伝統芸能等の無形文化財、神社仏閣、優れた景観及びこれらを形成する建築物や庭園、産業土木に関する遺産、長い歴史に培われた文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産等の歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設等の様々な有形無形の蓄積がある。また、大都市でありながら市域の4分の3を豊かな森林が占め、自然との優れた調和が形成されている一方、過疎地域、限界集落、限界集落化しつつある地域も抱えており、全国の過疎等の切実な問題を有する各地とも、課題意識を共有する都市である。

京都市の人口について、京都市の出生率が、今の 1.26 のままで推移した場合、平成 52 年(2040年)には 132 万人、平成 72 年(2060年)には 110 万人となる (※国立社会保障・人口問題研究所の推計式を基に算出)。

今後、人口減少が進むと、京都市全体の活力低下や地域コミュニティの維持が困難になることなどが懸念され、高齢化の進展に伴い、高齢世帯の急増、災害時における災害弱者の増加、公共交通や生活利便サービスの脆弱な地域における生活が困難になることなどが懸念される。

防災に関しては、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となり都市の防災力の向上に努めている。とりわけ、頻発する集中豪雨に伴い発生する浸水被害に対しては、流域全体を見据えた総合的な治水対策による災害に強い都市の形成をめざし、河川や下水道の整備、森林や農地等の適正な管理・保全、その他の雨水貯留浸透対策の実施により、流域からの雨水の流出抑制を図っている。

#### 才 山城地域

山城地域は、京都府の南部に位置し、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、

京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町及び南山城村の7市7町1村からなる。総面積は約554k㎡で、京都府面積約4,613k㎡の約12%を、人口は約70万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)で、京都市を除く府内人口約114万人(同上)の約62%を占めている。京都・奈良・大阪を結ぶ歴史文化軸上に展開する歴史的文化的地域で、京都市・大阪府・奈良県・滋賀県・三重県に接していることから、近隣の大都市との交流も活発である。

一方、国立社会保障・人口問題研究所によると、30年後、ほとんどの市町村で人口の減少が推定されており、将来を見据えた総合的な対策が必要である。

また、当地域は、安心・安全の観点から治水対策や土砂災害対策を着実に進めているが、平成24年(2012年)京都府南部豪雨や平成25年(2013年)台風第18号による豪雨災害をはじめとし、近年ますます自然災害の脅威が増しており、これまで以上に重点的な防災・減災対策が必要である。

乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)及び山城中部地域の宇治市・八幡市・久御山町については、市街地が多く都市的な人口構造を有し、交通基盤の発達により企業が集積するとともにベッドタウンとして発展してきたが、高齢化に伴う新たな課題も生じている。

山城中部地域の城陽市・井手町・宇治田原町については、大部分が山間地の森林で、一部に平坦地が広がっている。新名神高速道路の整備やJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の完成が予定されており、住宅開発や産業施設等の立地を促進するなど、交通基盤を活かしたまちづくりを推進していく必要がある。

相楽東部地域(笠置町・和東町・南山城村)については、府内でも最も高い人口減少率となっており、人口減少と高齢化によりコミュニティの維持そのものが危ぶまれる農山村地域が中心で、豊かな自然環境や歴史的文化遺産が多く残されている。また、道路や鉄道等の都市基盤整備の進捗状況は学研都市地域に比べて緩やかで、住宅開発や企業立地は限定的となっている。

学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)については、人口増加率が全国でも有数の地域であり、若年人口の増加が見込める地域である。また、ベッドタウンとしての住宅開発や交通網整備等による企業立地の増加、関西文化学術研究都市のクラスター群への研究施設立地等の進展が見られる。

さらに、「政府関係機関移転基本方針(平成28年(2016年)3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」等に基づき、(国研)理化学研究所(理研)との共同研究の展開や、(国研)情報通信研究機構(NICT)との研究連携体制の構築を推進している。

このように、当地域は様々な課題を抱えているが、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマト等の生産地であると同時に、最先端の学術研究施設が立地する関西文化学術研究都市や日本遺産をはじめ多くの歴史的文化遺産を有するほか、ものづくり企業が集積し、NPO等が地域の活動を担うなど多様な特色があり、大きなポテンシャルを有している。

# (基本方向)

# ア 丹後地域

の地域活性化をめざす。

丹後地域においては、人口減少と少子高齢化が今後も予想される中にあって、「海の京都」構想に基づき、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源を活かす「観光」を牽引役として「交流人口」を増やす取組みを進めている。丹後の豊かな自然と風土が育む「食」関連をはじめとする様々な産業への波及効果により、雇用拡大など地域の活性化をめざすとともに、丹後地域の活性化を支える産業基盤として、ブランド京野菜、間人ガニなど「丹後・食の王国」と呼ぶにふさわしい豊かな食に恵まれている農林水産業や、織物業・機械金属業をはじめとする「ものづくり産業」等の地域産業についての担い手の確保・育成を図る。また、平成32年(2020年)の丹後ちりめん創業300年に向けた幅広いPRの取組みや世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成等により、地域産業の振興を図っていく。併せて、山陰海岸ジオパークや天橋立などの自然、伊根の舟屋・ちりめん街道等のまちなみを活かした「海の京都」構想に基づいた地域振興、まちづくりなどを通じて、丹後地域の豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て次世代に伝えるとともに、地域の特

さらに、これまでの経験を踏まえ、災害に強い地域づくり、人づくりを進めるとともに、災害に強い道路ネットワークの整備や建物の耐震化、ハード・ソフト一体となった洪水・土砂災害・集中豪雨対策などを推進し、災害から人命・財産を守る。保健、医療及び福祉・介護施策についても一層充実させ、健康長寿で安心に暮らせる地域づくり、若者が安心して結婚し、出産・子育てができる地域づくりを進める。

性を活かした観光事業、地域資源や自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策で

これらの取組みを通じて、「将来の丹後地域を見据え、若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり」を合い言葉に、地域力再生活動の推進をはじめ、住民が利用しやすい公共交通の実現など、ふるさと定住や、地域の生活や活動、地域内外の交流を支えるとともに、一人ひとりの人権が守られ、自分らしく暮らせる地域をめざす。

なお、現在、府北部地域では、交通基盤の整備による利便性の向上により、地域間交流がますます活発になることが見込まれており、こうした交通基盤の利便性の向上に加え、丹後地域と中丹地域の7市町により署名した「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」(平成27年(2015年)4月22日)に基づき、各市町が、役割の分担や補完により、広域的な生活・産業基盤の形成を促進するとともに、農山漁村地域としての魅力と産業等が集積する都市機能を兼ね備えた魅力的な生活圏の構築を進める。

# イ 中丹地域

中丹地域においては、「海の京都」、「森の京都」構想に基づき、海・川・里・山・歴史・風土・伝統・文化等の資源を活かし、人・もの・情報等のネットワークの回廊の形成をめざした「京都由良川里山回廊構想」や、福知山市、舞鶴市及び綾部市にある工業集積と大学や高等専門学校等の人材育成機関を活かしながら、府北部地域におけるも

のづくり産業の中核拠点の形成をめざす「北京都ものづくり拠点構想」に取り組んでおり、豊かな自然と先端産業が共存する特性を活かした地域づくりを進めるとともに、人口減少が進む中、公共交通網の利便性の向上を核に、管内3市を含む府北部地域の各市町が互いに役割を分担・補完しつつ、一定規模の圏域を形成し、都市地域にない田園の魅力と都市機能の両方を享受できる新たな生活圏(京都府北部地域連携都市圏)の構築を進める。また、府県を越えて広がる関西北部交流エリアの結節点として、さらに、対外的には、関西全域と北東アジアとを結ぶ日本海側の玄関口として、関西北部・日本海側の活性化の原動力となり、国際的に人・文化・産業・情報が交流する「みやこ」となることをめざす。

併せて、福知山市、綾部市における「森の京都」づくり等の新たな要素も絡めながら 農林水産業の振興を図るとともに、地域に根ざす中小企業等の育成、整備された高速道 路や京都舞鶴港等の産業基盤を活かした物流拠点の形成をめざすなど、産業振興と一体 となった定住促進を図る。

平成25年(2013年)3月には「海の京都」構想を策定し、平成26年(2014年)7月に京都府 北部7市町が「海の京都観光圏」に認定され、全国有数の観光圏とするための取組みを 進めてきたところであり、今後は、一度訪れた観光客が再び訪れたくなる、魅力ある観 光地づくりを継続して行う。

そのため、「京都舞鶴港ランドブリッジ構想」に基づき、京阪神や中京圏はもとより、 海外からのクルーズ客船も見据えて、市域や府県域を越えた広域観光の推進や、域内外 との交流をスムーズにする道路や公共交通機関等の一層の基盤の整備、さらには、これ らの交流を農山漁村集落の活性化に活かす取組みを進める。

また、これまでの災害経験を踏まえ、災害を未然に防ぐための防災基盤の整備をはじめ、災害の被害を最小限に抑えるための防災力の向上や危機管理体制の強化を図るなど、 府民の暮らしの安心・安全の確保のための取組みを進める。

#### ウ 南丹(京都丹波)地域

南丹(京都丹波)地域においては、平成28年(2016年)3月に「京都丹波高原国定公園」に指定されるなど、芦生原生林や里山等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、丹波黒大豆、京野菜等の高品質な農林畜産物等の地域資源を活かして都市・農村交流の取組みを促進する、京都丹波「食と森の交流の都」構想や、京都美術工芸大学や京都新光悦村に立地する企業等と産学連携等を進め、人づくりからものづくりまでを担う伝統工芸の新しい拠点を形成する「新京都伝統工芸ビレッジ構想」が進められており、さらに「森の京都」構想に基づき、当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、企業の経営環境の充実を図るとともに、訪問客の嗜好の変化や交通アクセス等の変化に対応した新たな京都丹波観光プロモーションの展開、京都丹波まるごとスタジアム化によるスポーツ観光等の京都丹波の新時代にふさわしい戦略的観光プログラムの推進により、国内をはじめ海外からの誘客促進を図る。

地場産業としての農林畜産業を振興するに当たっては、消費地に近い優位性に加え、

農林畜産業や食・健康に関する高等教育機関や食品関連産業が数多く立地する強みを活かした農商工連携を進めるとともに、森・里・川の豊かな自然と道路交通網の拡充を活かした農業・農山村交流体験のビジネス化等の展開を図る。

また、豊かな森林資源を有するため、木材の生産地としてだけでなく、林業の6次産業化をはじめ新たな産業おこしにつなげるとともに、多様な地域資源を最大限活用し、スポーツ・健康・文化等に関する新複合産業の創出を進める。

さらに、道路整備を推進し、国道・府道・市町村道・農道・林道と鉄道が一体となって様々な交流ができる基盤となる交通ネットワークの形成を図るとともに、洪水・土砂災害対策を推進し、だれもが安心して安全で快適に暮らすことができる地域づくりをめざす。

# 工 京都市域

京都市域においては、保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性を活かして、秩序ある土地利用や都市機能の配置を図る。

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部では、魅力的な商業機能をはじめとする、多様な都市機能の集積を促進させるとともに、公共交通と連携した商業・業務機能のさらなる集積を図るため、四条烏丸を中心とする周辺の幹線道路(御池通・四条通・五条通・河原町通・烏丸通・堀川通)沿いや京都駅周辺において、活性化策を推進する。中でも、京都駅西部エリアにおいては、多様な地域主体と連携してまちづくりを推進するとともに、JR新駅及び駅周辺の歩行空間の整備や中央市場整備等に伴う新たなにぎわいの創出を図る。

太秦地域の「京都クロスメディアパーク構想」では、映画制作・編集・配信等の技術開発やコンテンツ系ベンチャーの育成支援、国際交流、観光振興、人材育成等の機能をあわせ持つ一大メディア産業拠点の形成に取り組む。

南部創造のまちづくりの先導地区である「らくなん進都」をはじめとするものづくり 拠点では、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形 成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周 辺環境の整備改善や業務・生産・流通機能の誘導等を図るとともに、伝統産業から先端 技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存する地域では、今後とも住・ 農・工が共存できる環境の維持・充実を図る。

市街地内では、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮するとともに、 地域の特性に応じた良好な住宅地の形成を図ることで、安心して住むことができる居住 環境を維持する。豊かな自然と共生する市街化調整区域等(農山村地域等)では、自然環 境と調和した既存集落等の居住環境の維持・保全を目的とし、計画的な土地利用を図る。

京都の歴史的景観の背景となる三山をはじめとした緑豊かな地域(自然維持地域等)では、森林の植生の保全や育成の取組みとも連携し、維持・保全を図る。

大規模な低・未利用地は、京都の活力の維持・向上を進める上で貴重な財産であるこ

とから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、計画的な土地利用を図る。

また、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、災害発生時における安心・安全を確保し、被災後の都市機能を確保するため、「災害による被害を防ぐ(防災)」、「災害の被害を軽減する(減災)」という考えのもと、災害に強い都市の形成を図る。

「政府関係機関移転基本方針(平成28年(2016年)3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」等に基づき、文化庁の京都への全面的な移転に向けて取り組むとともに、文化庁と連携しながら、観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携を強化し、総合的な施策の推進や戦略的な国内外への発信を図っていく。

#### 才 山城地域

山城地域においては、ほとんどの市町村で将来的に人口が減少し、集落の維持が困難になる地域もあると推定されており、人口増加と人口減少に直面する都市地域と農山村地域が隣接する特徴ある地域構造を活かした連携を深めるなど、都市地域と農山村地域が共存する地域をめざす。

さらに、近年、山城地域においても、大規模な自然災害が発生していることから、重 点的に防災・減災対策を行い、だれもが安心して暮らせる地域をめざす。

また、京滋バイパス、第二京阪道路等に加え、平成25年(2013年)4月には京都第二外環状道路(にそと)が開通し、今後、新名神高速道路の全線開通、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の完成が予定されており、山城地域は関西の交通結節点として新しい時代を迎えようとしている。

こうした中、「お茶の京都」構想に基づき、宇治茶や地域ブランド「京やましろ新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる農林業の展開や、交通の利便性を活かした商業機能や国際的な物流機能、関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携等を進めるとともに、日本遺産『日本茶800年の歴史散歩』を活かしながら、外国人観光客を含めた旅行者のニーズに対応した魅力ある観光施策や地域振興の取組みを推進することで、交流が盛んなにぎわいの実感できる地域をめざす。さらに、「宇治茶の郷づくり構想」に基づき、文化的景観の世界文化遺産登録をめざし、お茶文化の維持・継承とともにその魅力を高め発信することで、地域振興を図る。

また、「政府関係機関移転基本方針(平成28年(2016年)3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」等に基づき、(国研)理化学研究所(理研)との共同研究の展開や、(国研)情報通信研究機構(NICT)との研究連携体制の構築を推進していく。

府域の東西南北を結ぶ新たな交通の要衝地である乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)では、「京都乙訓ダイナミックシティーズ構想」に取り組んでおり、京都の西のゲートウェイとして「竹の里・乙訓」と位置づけ、「京都・かぐや姫観光」の推進や3つの京都をつなぐ大交流によるにぎわいづくりを進めるとともに、これらの社会基盤や多

様性に富んだ地域資源を活用し、産業の集積に資する計画的な土地利用や、安心・安全なまちづくりを進める。

山城中部地域の宇治市・八幡市・久御山町では、新名神高速道路等の整備により、全国でも有数の交通至便な地域となることから、産業の集積が期待されており、それを踏まえたまちづくりの推進、交流のさらなる活性化を図る。

山城中部地域の城陽市・井手町・宇治田原町では、新名神高速道路等の交通基盤整備による商業機能や物流機能を利用したまちづくりとともに、大消費地を控えた地域ならではの条件を活かした都市近郊型農業を展開していく。

相楽東部地域(笠置町・和東町・南山城村)は、交通基盤整備により、「人・もの」の 流れをより効果的に呼び込む中で、豊富な歴史的文化遺産や茶畑に代表される美しい景 観等の地域資源を活かし、人の集う活気ある地域をめざす。

学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)は、引き続き先端科学研究の拠点として、 住宅開発や交通網整備等により企業立地等を推進していく。

# (4) 利用区分別の国土利用の基本方向

利用区分別の国土利用の基本方向については、以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

# ア農地

農地については、府民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、環境に配慮した農業生産を行う。

また、不断の良好な管理を通じて国土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域等の条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市地域と農村地域の共生・交流等の地域間交流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による管理のあり方について、さらに、棚田等が有する土砂災害防止機能等の保全やその代替機能の確保についても、検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な利用を図る。

# イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めるとともに、京都丹波高原国定公園など地域資源を活かした観光誘客を図

る。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。また、森林組合等による広域にわたる森林管理の推進を図っていくことが必要であり、さらに、モデルフォレスト運動など、公的な関与も含めた企業等の多様な主体による維持・管理を促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会を捉え、 将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、府内産材の利用拡大等を通じた 森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市地域及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に 緑地としての整備及び保全を推進するとともに、農山漁村地域の集落周辺の森林につい ては、地域社会の活性化に加え多様な要請に配慮し、適正な利用を図る。さらに、原生 的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林につ いては、その適正な維持・管理を図る。

#### ウ原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等となって貴重な自然環境を 形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣 化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環 境を形成する機能に十分配慮し、適正な利用を図る。

#### エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、想定を上回る災害リスクへの対応や安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある親水空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等の多様な機能の維持・向上を図る。

## 才 道路

道路のうち、一般道路については、地域創生推進のため、地域間の交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安心・安全な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。なお、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めるとともに、適切な維持管理を図る。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。なお、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

#### 力 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえ、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれることから、 土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用 を図るなど、土地利用転換の適正化を図り、必要な用地を確保する。

#### キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う企業の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、地域の特色や環境の保全等に配慮して必要な用地を確保し、産業振興を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴い生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

丹後地域では、織物業・機械金属業等のものづくり産業の振興を、中丹地域では、京都舞鶴港や高速道路網など交流基盤を活かした物流拠点や生産拠点の形成を、南丹(京都丹波)地域では、伝統産業と先端産業との融合に向けた産業立地を推進するとともに、豊かな農林畜産品を活かした食品産業や農商工連携の促進を、京都市・山城地域では、大学の集積を活かした産学連携による研究開発施設やイノベーションに取り組むものづくり企業の進出・立地促進を図る。

## ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮するとともに、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し、事務所・店舗用地について必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な立地を確保する。公共施設については、建て替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、災害に対応できる機能を確保する。

# ケ その他(公用・公共用施設の用地)

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、府民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。

#### コ その他(低・未利用地)

低・未利用地のうち、工場跡地等の都市地域の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペースなど、居住環境の向上や地域活性化の観点から積極的な活用を図る。農山漁村地域の荒廃農地については、作付・再生可能なものは、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地として積極的な活用を図る。再生困難な荒廃農地は、それぞれの地域の状況に応じて、農地以外への転換を推進する。

# サ その他(沿岸域)

沿岸域については、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮し、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と府民に開放された親水空間として適正な利用を図るとともに、津波・高潮被害等の災害リスクにも配慮しながら、漁業、海上交通、レクリエーション等に総合的に利用するほか、漂流・海底ごみ対策の推進により良好な環境を形成する。

# 2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地・水・自然等の国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしながら、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、将来人口や各種計画等を前提とした利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測した上で、土地利用の実態と調整し定めたものである。

なお、国土の利用の基本構想に基づく平成37年(2025年)の利用区分ごとの規模の目標は下表のとおりであり、これらの数値は推計値となっている。

計画の基準年次は平成24年(2012年)とし、目標年次は平成37年(2025年)とし、国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年(2025年)において、それぞれおよそ250万人(※京都府人口ビジョンによる推計)、およそ114万世帯と想定した(※国立社会保障・人口問題研究所による日本の世帯数の将来推計(平成26年4月推計))。

また、国土の利用区分は、農地・森林・宅地等の地目別区分とした。

(単位:km, %)

		面積			構成比				
利用区分		平成 24 年 (2012 年)		平成 37 年 (2025 年)		平成 24 年 (2012 年)		平成 37 年 (2025 年)	
	農地		318		299		6. 9		6, 5
	森林		3, 418		3, 411		74. 1		74. 0
原野等		2		2		0			0
水面	水面・河川・水路		141		141		3. 1		3. 1
-	道路		156		159	5	3.4		3. 4
	住宅地		161		161		3. 5		3. 5
宅地	工業用地	251	15	251	15	5. 4 0. 3	5.4	5. 4	0.3
	その他の宅地		75		75		1.6		1.6
	その他		327		349		7.1		7. 6
	合 計		4, 613		4, 612		100		100
(参考	;)人口集中地区 (市街地)		264		263	8	_		<del></del>

※その他:公用・公共用施設、低・未利用地、沿岸域等

※合計面積の減少については、国土地理院調査の精査による

- ア 農地については、食料の安定供給の観点から一定の面積を確保する必要があることから、荒廃農地の発生抑制や荒廃農地からの再生等を図ることとし、299 km²程度とした。
- イ 森林については、国土保全や水源涵養に重要な役割を果たしており、今後も一定の面積を確保する必要があることから、府内産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を図ることとし、3,411 km²程度とした。
- ウ 原野等については、原野を構成する湿原や草地等は生態系の保全上重要であり、一定 の保全を図る必要があることに加え、今後、開発により大きく減少する見込みが低いことから、基準年次と同じ2km2程度とした。
- エ 水面・河川・水路については、計画期間中にダムの整備計画等がないことから、基準 年次と同じ141 km²程度とした。
- オ 道路のうち、一般道路については、地域創生推進のための地域間ネットワークを構築するとともに、災害時における多重性・代替性の確保のための必要な道路が計画的に整備される予定であり、農道及び林道についても、新たな整備が見込まれることから、159km²程度とした。
- カ 宅地のうち、住宅地については、世帯数が計画期間中に減少すると予想され、空き家等の既存の住宅ストックの有効活用が見込まれることから、基準年次と同じ 161 km²程度とした。工業用地については、今後の交通ネットワークの整備等による事業所や物流拠点等の立地動向を踏まえ、必要な用地が確保され工場跡地の有効利用も促進されると考えられることから、基準年次と同じ 15 km²程度とした。その他の宅地については、土地利用の効率化・高度化を図ることとし、基準年次と同じ 75 km²程度とした。
- キ その他については、荒廃農地や空き地の増加により増加が見込まれることから、349 km²程度とした。
- ク 人口集中地区(市街地)の面積については、人口減少となるものの人口密度は一定程度 保たれると想定されることから、263 km²程度とした。

#### 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会・経済・文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、府及び市町村は、各種の規制措置等を通じた総合的な対策を講ずるものとする。

なお、本計画は、府及び市町村に加え、府民・民間企業・NPO・学術研究者などの多様な主体の活動により実現する。

以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき 取り組むものである。

# (1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)等の土地利用関係法の適切な運用並びに土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。

特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

また、この計画の推進を図るため、市町村計画の策定に関し地域の土地利用のあり方の検討に資する情報等の提供に努める。

#### (2) 国土の保全と安全性の確保

ア 国土の保全と安全性の確保のため、自然災害及び二次災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、水害・地震・土砂災害などの 災害危険情報を予め公表する「京都府マルチハザード情報提供システム」による周知 等により、地域の状況等を踏まえ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地や、 関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を進める。さらに、主体的な 避難を促進する観点から、ハザードマップの活用や防災教育の体系的な実施、避難訓 練等を推進し、災害リスクに対応した安全対策を図る。

イ 森林の持つ国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育・間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備等のソフト

対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

- ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等の バックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、 電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を 図る。
- エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点となる市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化等の対策を進める。

#### (3) 持続可能な国土の管理

ア 地域の状況に応じ、教育、医療、福祉、商業等の都市機能の確保のため、移動手段が確保されたまちづくりを進める。そのために、公共交通機関の積極的な利用促進を含めた再生・活性化等によるネットワークの整備により地域間連携等を進める。

また、生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、地域のくらしを支える「小さな拠点」を構築し、周辺地域と新しい交通システムなどのネットワークでつなぐ取組みを進める。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、国土保全等の多面的機能 を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けての農地の大 区画化等の農業生産基盤の整備、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を 図るほか、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援す る。

また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大など、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と生産から加工、販売までを一体的に取り組む6次産業化等による農林水産物の高付加価値化の取組み等を支援する。

- ウ 持続可能な森林管理のため、CLT(直交集成板)等の新たな木材製品の普及による 木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた道路網整備等による府内 産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備 及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。
- エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な

地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の 施策を総合的かつ一体的に進める。

- オ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組みの推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や社会経済活動等に配慮し適切に行う。
- カ 美しく魅力あるまちなみ景観や親水空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に 根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存 を図るための開発規制等を行う。
- (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
  - ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や行為規制等により適正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
  - イ 国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組みを促進させる仕組みを検討する。
  - ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域 レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。 また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に 伴い利用されなくなった土地等についても、自然再生等により活用する。
  - エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、 府民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握する ための調査・研究を推進する。
  - オ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

カ 国定公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の 文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。

このため、これらの自然文化資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品や地域の自然により育まれた伝統・文化等を活用し、観光をはじめとした地域産業を振興する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国定公園等のブランド力を活かした国内外の観光誘客を促進する。

- キ イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣や病害虫による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、完全排除を基本とした防除手法等の開発に努め、その他防除に必要な調査・研究を行う。
- ク ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への 効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、 都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。ま た、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。

さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成等を進める。

ケ 府民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による府民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。

特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。

コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再 生利用(リサイクル)を推進するなど、持続可能な資源利用を図る。

また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

#### (5) 国土に関する調査の推進

国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、土地利用に関する調査等を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組みである。

地籍調査の主な実施主体である市町村は、地籍調査の効果や国の第6次国土調査事業 十箇年計画、市町村の土地利用に係る計画等を踏まえて地籍調査を進めており、国とと もに市町村への財政支援や啓発活動等を通じ、全市町村で取り組まれるよう支援し、地 籍調査の計画的な実施を促進する。

なお、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重視するほか、農山漁村地域では世代交代の際に森林の境界情報が十分に継承されないことなどを背景に、府域の74%を占める森林の境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、農山漁村地域における地籍整備の効率化にも積極的に取り組んでいく。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する国土利用において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

#### (6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意 した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他 の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、土地利用転換の適正化を図る。

- イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。
- ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又 は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保すること等に より、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

#### (7) 土地の有効利用の促進

ア 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を 図る。

特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修すること等により、利活用を促進する。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させる。

- イ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化等により、道路空間 の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による良好な道路景観の形成を図る。
- ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ 都市地域への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

## (8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進

府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって本府における人口と経済の約60%を占める京都市の発展を多面的に促進し、府域の均衡ある発展を図る。

また、移住者による空き家・農地の活用の支援や子育て、教育等の都市機能や生活サービスの充実等による「定住人口」対策と、国土の発展を支える高規格幹線道路ネットワークや高速鉄道・港湾施設等の交流基盤の整備の進展を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」対策を組み合わせ、「京都流 地域創生」の実現を図る。

#### (9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携

国土の発展を支える高規格幹線道路ネットワークや高速鉄道・港湾施設等の交流基盤の整備、京都府中部と兵庫県北東部の6市1町(亀岡市・南丹市・京丹波町・福知山市・綾部市・篠山市・丹波市)による「大丹波観光」の魅力発信をはじめとする広域観光、消防を含めた広域防災、救急医療などの広域医療等の分野において、関西広域連合等を

通じ、近畿圏及び隣接する府県等との連携を図る。

#### (10) 計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、ビッグデータ等の各種の指標等を活用し、国土利用を 取り巻く状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じた計画推進上の課題 を把握し、本計画がその目的を達することができるよう効果的な施策を講じる。

#### (11) 府民参画による国土管理の推進

国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、府及び市町村による公的な役割に加え、地域住民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPO・他地域の住民等多様な主体が、農地の保全管理活動やモデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する取組みを推進する。

#### おわりに

平成 27 年(2015 年)に京都の南北軸である京都縦貫自動車道が全線開通するとともに、上下分離方式の導入による京都丹後鉄道が誕生し、京都舞鶴港の日韓露国際フェリー航路も開設された。さらに、平成 28 年(2016 年)には京都丹波高原国定公園が指定され、文化庁の京都への全面的な移転の方針も決定した。

今後、北陸新幹線等の高速交通網の整備も予定されており、こうした交流基盤整備等の進展を見据えるとともに、「京都流 地域創生」の実現に向けて、本計画では、「安心・安全を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「土地の有効活用のための国土利用」及び「京都流 地域創生のための国土利用」の4つの基本方針として、様々な取組みを進めることとしている。

そのため、京都が持つ、悠久の歴史と伝統、世界水準の大学・研究機関や高い技術力を持った中小企業の集積、豊かな自然環境など他にはない魅力的な資源や資産にさらに磨きをかけるとともに、社会の絆や大学のまち・京都の力を活かした新しい「人づくり文化の創生」、自然や歴史・伝統等の多様な地域資源を組み合わせた新しい「産業文化の創生」、豊かな自然の中で都市と田園の魅力を享受する新しい「京都ぐらし文化の創生」、市町村連携により圏域全体で経済・生活機能の向上を図る新しい「地域づくり文化の創生」等に府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなどオール京都で取り組むことが必要である。

また、地方から若者を吸収する東京一極集中構造や、社会の実態にそぐわない固定化した価値観の変革を促し、多様性に富み、柔軟で躍動感にあふれた社会の中で、だれもが持てる能力を発揮し、いきいきと暮らせるようにしていかなければならない。

さらに、未来を見据えた京都ならではの「文化創生」をめざし、広域的見地から各市町村と 連携し、人的支援、子育てや教育等の社会的基盤整備、さらには地域の魅力を活かした広域 的な交流圏づくりの取組みを発展させていくことが重要である。

# 参 考 資 料

# 目 次

地域区分及び地域区分図	1
土地利用区分定義等及び算定基礎等	2
国土利用計画法(抄)	3
国土利用計画法施行令(抄)	7
京都府国土利用計画審議会条例	8
土地利用計画部会の設置に関する規程	10
京都府国土利用計画審議会委員名簿	11
京都府国土利用計画策定の経緯	12
用語解説	13

### 地域区分及び地域区分図

- 丹後地域・・・宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町中丹地域・・・福知山市、舞鶴市、綾部市南丹(京都丹波)地域・・亀岡市、南丹市、京丹波町 2 3
- 域・・・京都市 4 都 市 京
- 域・・・宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南 Ш 城 山城村
  - ・乙 訓 地 域 (向日市・長岡京市・大山崎町)
  - ・山城中部地域(宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町)・相楽東部地域(笠置町・和東町・南山城村)・学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)



## 土地利用区分定義等及び算定基礎等

土地利用区分	土地利用区分定義等	算定基礎統計等	
農 地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって、畦畔を含む「田」及び「畑」の合計	「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)	
森 林	森林法第2条第1項に規定する森林であって、林野庁所管国有林、官行造林地、その他省庁所管国有林及び同条第3項に定める民有林の合計であり、林道は含まない	「京都府林業統計」(京都府)等	
原野等	森林以外の草生地(林野庁所管の国有地は 含まない)	「世界農林業サンセス」(農林水産省)	
水面・河川・水路 水面、河川、水路の合計 ・水面は、湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面		・水面は、「全国都道府県市区町村別面積調」、(国土交通省国土地理院)「ダム年鑑」((財)日本ダム協会)、府データ等	
	・河川は、河川法第4条に定める一級河 川、同法第5条に定める二級河川及び同 法第 100 条による準用河川の同法第6条 に定める河川区域 ・水路は、農業用用排水路		
道路 - 般道路、農道、林道の面積の合計 ・ 一般道路は、道路法第2条第1項に定める道路 ・ 農道は、圃場内農道及び圃場外農道 ・ 林道は、国有林林道及び民有林林道		<ul> <li>一般道路は、「道路統計年報」(国土交通省)</li> <li>・農道は、「京都農林水産統計年報」等</li> <li>・林道は、「京都府林業統計」(京都府)等</li> </ul>	
宅 地 建物の敷地及び建物の維持又は効用を果まっために必要な土地であり、「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積(村本地区については補正)		「固定資産の価格等の概要調書」(京都府)	
住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総 地積の住宅用地及び非課税地積のうち、公営 住宅・職員住宅の合計		「固定資産の価格等の概要調書」(京都府)	
工業用地 「工業統計調査」(用地・用水編、産業編)による「事業所敷地面積」を10人以上の事業所面積に補正した面積		「工業統計調査」(用地·用水編、産業編) (経済産業省)	
その他の宅地住宅地及び工業用地以外の宅地(商業用地、事務所用地等)			
その他 農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地以外の土地			
合 計	京都府域の総面積	「全国都道府県市区町村別面積調」(国土 交通省国土地理院)	
人口集中地区 (市街地)	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は、調査区を基礎単位として、(1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、(2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域		

#### 国土利用計画法(抄)

昭和 49 年 6 月 25 日 法 律 第 9 2 号

最終改正 平成23年8月30日法律第105号

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法 (昭和二十五年法律第二百五号)による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

#### 第 2 章 国土利用計画

#### (国土利用計画)

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「都道府県計画」という。)及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とする。

#### (全国計画)

- 第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。
- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見 を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たつては、国土の利用の現況及び将来の見 通しに関する調査を行うものとする。

- 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を 公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政 策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

#### (全国計画と他の国の計画との関係)

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとす る。

#### (都道府県計画)

- 第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に 関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めると ともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議 会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを 関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国 土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に 協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をす ることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

#### (市町村計画)

- 第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し 必要な事項について市町村計画を定めることができる。
- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとす る。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条 第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告 をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

#### 第 3 章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

- 第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
- 2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
  - 一 都市地域
  - 二農業地域
  - 三 森林地域
  - 四 自然公園地域
  - 五 自然保全地域
- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を 図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森 林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る 必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の 保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画(都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都 道府県計画)を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。
- 11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。) について準用する。

#### 第 7 章 審議会等及び土地利用審査会

#### (審議会等)

- 第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。
- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

#### 附 則 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第38条、第39条及び第44条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 国土利用計画法施行令 (抄)

昭和49年12月20日政 令 第387号

最終改正 平成 26 年 9 月 3 日法律第 291 号

内閣は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第五条第一項、第七条第一項、第 八条第一項、第九条第二項及び第十四項、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項第一号 及び第二号、第十八条、第十九条第二項、第二十三条第二項第三号、第二十四条第一項第一号、 第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第四十条、第四十二条、第四十五条並び に附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

- 第1条 国土利用計画法(以下「法」という。)第五条第一項の全国計画には、次に掲げる 事項を定めるものとする。
  - 一 国土の利用に関する基本構想
  - 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
  - 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- 2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に 関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

#### (土地利用基本計画)

- 第2条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二 項各号に掲げる地域を定めるものとする。
- 第3条 法第九条第十四項の政令で定める軽易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

#### 京都府国土利用計画審議会条例

昭和49年10月25日京都府条例第35号

最終改正 平成 19年 12月 25日条例第 61号

#### (趣 旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定により、 京都府国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

#### (組 織)

- 第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会 議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専門委員)

- 第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、審議会の推 薦に基づいて知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (部 会)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(幹事及び調査員)

第8条 審議会に幹事及び調査員若干人を置く。

2 幹事及び調査員は、府の職員のうちから、知事が任命する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、建設交通部において処理する。

(委 任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

#### 土地利用計画部会の設置に関する規程

#### (設置)

第1条 京都府国土利用計画審議会条例(昭和49年京都府条例第35号)第7条の規定により、 京都府国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)に土地利用計画部会(以下「部 会」という。)を設置する。

#### (任 務)

- 第2条 部会は、審議会における調査・審議の円滑化をはかるため、次に掲げる事項について 検討し、審議会に報告する。
  - (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第7条の規定による国 土利用計画の策定に関する事項
  - (2) 法第9条の規定による土地利用基本計画の変更に関する事項
  - (3) その他国土の利用に関する事項

#### (組 織)

第3条 部会は、委員7人以内をもって組織する。

附則

- この規程は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 京都府国土利用計画審議会委員名簿

平成 28 年 11 月 30 日現在

		Г
碓井 照子	奈良大学名誉教授	
岡井 有佳	立命館大学准教授	
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	
草木 慶治	京都府農業会議会長	*
黒坂 則子	同志社大学教授	
佐々木 稔納	京都府市長会会長	*
沙見 明男	京都府町村会会長	*
谷口 栄一	京都大学名誉教授	土地利用計画部会長
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所代表取締役	*
波多野 進	京都学園大学名誉教授	会 長
藤野 敦子	京都産業大学教授	
星野 敏	京都大学大学院教授	
増田 啓子	龍谷大学名誉教授	
水山 高久	政策研究大学院大学特任教授	副会長
宮前 保子	(株)スペースビジョン研究所取締役所長	
村橋 正武	立命館大学総合科学技術研究機構上席研究員	*
森井 一彦	京都府森林組合連合会代表理事専務	*
山田 悦	京都工芸繊維大学教授	
1		1

注 ※印は、土地利用計画部会所属の委員を示す。 (五十音順)

## 京都府国土利用計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 27 年 8月 14日	国土利用計画(全国計画)閣議決定
11月16日	京都府国土利用計画審議会計画策定の考え方について意見聴取
平成 28 年 2 月 2 日	京都府国土利用計画審議会(土地利用計画部会) 計画(骨子案)について意見聴取
6月3日	京都府国土利用計画審議会(土地利用計画部会) 計画(素案)について意見聴取
7月6日	京都府国土利用計画策定に係る市町村担当者会議京都府国土利用計画の策定について説明
7月11日	府議会 6 月定例会 計画概要について「環境・建設交通常任委員会」へ報告
8月23日	京都府国土利用計画審議会(土地利用計画部会) 計画(中間案)について意見聴取
9月26日	府議会9月定例会 計画(中間案)について「環境・建設交通常任委員会」へ報告
9月30日~10月27日	計画(中間案)について意見募集
11月14日	京都府国土利用計画審議会(土地利用計画部会) 計画(最終案)について意見聴取
11月15日	市町村長へ意見聴取 計画(最終案)について
12月12日	府議会 12 月定例会 計画(最終案)について「環境・建設交通常任委員会」へ報告
12月22日	京都府国土利用計画審議会 計画(最終案)について意見聴取
平成 29 年 1 月	計画の策定
1月中旬	国土交通大臣への報告及び計画の公表

No.	読み	語句	解記
1	あきやばん く	空き家バンク	地方公共団体等が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。 空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けた い利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
2	あすのきょ うと	明日の京都	「だれもがしあわせを実感できる希望の京都」をめざして、平成23年1月に策定された府政運営の指針(基本条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画で構成)。中期計画・地域振興計画は、平成27年4月に改定。
3	いっぱんせ たい	一般世帯	世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等)がある。
4	いっぱんど うろ	一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。 (農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。)
5	「うみのきょ うと」	「海の京都」	京都府北部(宮津市・京丹後市・舞鶴市・福知山市・綾部市・伊根町・ 与謝野町)を「海の京都」と位置付け、地域活性化と観光振興を目指し て、さまざまな事業を実施。平成27年には、京都縦貫自動車道が全線開 通し、アクセスが飛躍的に向上したことから、平成27年度をターゲット イヤーとして、多くの観光客を呼び込んだ。今後、全国有数の競争力あ る観光圏となることをめざしている。
6	えこつーり ずむ	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年(昭和57年)に IUCN が「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。 日本においても数多くのツアーが企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段として、その推進に向けた取組みを進めている。
7	えんがんいき	沿岸域	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。
8	おーぷんすペーナ	オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間。特に都市公園や緑地等をさすことが多い。
9	「おちゃのき ようと」	「お茶の京都」	茶生産地として最も長い歴史を有し、素晴らしい景観を形成するとともに、現在も最高品質の緑茶を生産している京都府南部地域(宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和東町・精華町・南山城村)において、世界文化遺産登録に向けた取組みを契機に、宇治茶をテーマにお茶生産の美しい景観維持やお茶産業の振興、お茶文化の発信などを進めている。
10	おんしつこうかがす	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。
11	おんしつこ うかがすき ゅうしゅう げんたいさ く	温室効果ガス吸収源対策	健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。

13	がいらいしゅ	外来種	導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)。特に我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への影響が大きい外来種については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定された種については飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等を規制している。また、外来種対策に関する我が国の中期的な総合戦略をまとめた「外来種被害防止行動計画」を環境省、農林水産省、国土交通省で策定している。  居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作(農地管理)
	さく	24 7711	する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
14	かんきょう えいせいし せつ	環境衛生施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場。
15	かんさいほ くぶこうり ゅうえりあ	関西北部交流エリア	関西(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府 4県の区域)のうちの京都府、兵庫県及び京都府に隣接する福井県。
16	きかんてき こうつう	基幹的交通	高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をさす。
17	きじゅんね んじ	基準年次	計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな 実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
18	きょうどうこう	共同溝	路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と 円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2以上の第一種電気通 信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、水道事業者等の公益事業 者の電線、ガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に 設ける施設。
19	きょうとふ ちいきそう せいせんり ゃく	京都府地域創生戦略	地方から若者を吸収する東京一極集中構造や固定化した価値観の変革を促し、京都の未来を拓く人をつくり、地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域をつくりあげ、京都から地域を、日本を変える新たな「文化創生」をめざすことを目的に平成27年10月策定。 (実施期間:平成27(2015)年4月から平成32(2020)年3月までの5年間)
20	きょうとか はくがい さいかい しんせん しん	京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言	平成27(2015)年4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)が中心となる都市を設けるのではなく、各市町の個性・特色を活かしながら相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏(公共サービス、都市機能、雇用・教育・福祉など)とする新たな連携都市圏の形成を進めることとしたもの。
21	きまーほようとはようちじてしないす	京都府マルチハザード情報提供システム	京都府では、災害時における安全確保行動につなげるため、洪水浸水 想定区域(水害)、震度分布図・液状化危険度予測図(地震・津波)、土砂 災害警戒区域(土砂災害)などのハザード情報(災害危険情報)について、 府ホームページにおいて予め公表することとしたもので、当システムで は、複数のハザード情報(災害危険情報)等を重ね合わせて表示し、作図 機能を用いて避難経路等を描くことができる。

Aふら   ラ   が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観的   気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地   くりを進めるもの。   計画期間   計画期間   計画旅定時点又は基準年次から目標年次までの期間。   かん   以   以   以   以   以   以   以   以   以	23	んふら		社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、
	24		7	
29	24	けいかくき		
23	24	けいかくき		
かん   1	24	しいいかくさ	⇒1.m:####	
24		70.7	計画朔  1	計画界だ時点又は基準中外から日標中外までの期间。
ゆうらく   下をまねき、特に存続が危ぶまれる集落。			旧用住菇	
25	25	•		
カいはつい ラ ウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤。  26 げんせいて 原生的な自然 人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受が現在はその影響がほとんど残っていない自然。  27 けんぜんな みずじゅん かん 原野 一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまま状態に放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の地をさす。  29 こうえんり よくち 公園緑地 立る 一条 一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまま状態に放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の地をさす。 公園緑地 運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形が図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でいるが都市生活を確保するための土地。 高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路・自動車専用道路・自動車が高速かつ安全に走行できるような構造とないる道路。 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フいる道路。 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フいる道路・ 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フいる道路・ 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フィンる道路・ 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フィンる道路・ 電気・ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フィンの道路・ 電気・ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フィンの道路・ 電気・ガス、大道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設・フィンの道路・ 電気・鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含ます	20		本の思惑ノンコ	
んあら         プライン・シェースを含されます。         人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたことのない自然ではなっていない自然。           27 けんぜんな みずじゅん かん         健全な水循環 水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能がに保たれた状態での水循環。         水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能がに保たれた状態での水循環。           28 げんや 原野 一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまた状態に放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の地をさす。         公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形が図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康である都市生活を確保するための土地。 自動車専用道路 自動車専用道路 自動車が高速かつ安全に走行できるような構造とている道路。           30 こうきかく かんせんど うろ コーラ きょうとしせつ コーラ きょう・こうえきしせつ ます こうさまうまま こうさまります エ業用地 上の金道路、電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。 「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大			7,72,1,472	
26   げんせいて   原生的な自然				リエアドア・グ・ベスなどのファトを一体は別に提えた本金。
きなしぜん   が現在はその影響がほとんど残っていない自然。   が現在はその影響がほとんど残っていない自然。   水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能がに保たれた状態での水循環。   一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまま状態に放置されている土地。   国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森・外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外に地をさす。   公園緑地   公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形が図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康である都市生活を確保するための土地。   高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路がある地としたのる道路。   電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。   一般には、工業生産を行うための土地。   国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。   32 こうぎょう   工業用地   一般には、工業生産を行うための土地。   国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。   「京、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、社利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	26		百 <b>生的</b> か自 <del>然</del>	
27	20	•	が生いな日然	
スずじゅん かん	97		健全な水循環	
かん   一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまま状態に放置されている土地。   国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森が外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外に地をさす。   公園   公園   緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形が図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で動な都市生活を確保するための土地。   高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路・自動車専用道路・自動車専用道路・自動車が高速かつ安全に走行できるような構造とでいる道路。   電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設、う・こうえきしせつ   工業用地   一般には、工業生産を行うための土地。   国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。   病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設、くししせつ   道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	۷1	· ·		
一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるまま状態に放置されている土地。   国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外が地をさす。   公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形は、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままれます。   公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形は、				「「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「
状態に放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森・外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外に地をさす。  29 こうえんり 公園緑地 公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形に図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康できられた。  30 こうきかく 高規格幹線道路 高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路に自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造とでいる道路。  31 こうきょ 公共・公益施設 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。  32 こうぎょう 工業用地 一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。  33 こうせいふ くししせつ 満院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施部くししせつ 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	28	1	原野	- 一般的には 人の手が加えられずに長年雑首や瀬木箱が生うスキキの
国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の地をさす。  29 こうえんり 公園緑地 公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形が図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でいる。都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でいるがあれせんどうろ  30 こうきかく 高規格幹線道路 高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路に自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造とでている道路。  31 こうきょ 公共・公益施設 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。  32 こうぎょう 工業用地 一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。  33 こうせいふくししせつ 「東生福祉施設」 「東生福祉施設」 「東生福祉施設」 「東東所の敷地としている。  34 こうつうし 交通施設 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	20		//\L	
外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の地をさす。  29 こうえんり 公園緑地 公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康できられている道路。  30 こうきかく 高規格幹線道路 高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路は自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となている道路。  31 こうきょうといる。 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。				国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以
地をさす。   公園緑地   公園緑地   公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成   図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でいた。   高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路、自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となている道路。   電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。   電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。   コーヤ   コーヤ   コーヤ   コーヤ   コート   コ				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でき   おいかしました   おいかしました   おいかいます   おいます   まいます   まいます				
図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康でき   おいかしました   おいかしました   おいかいます   おいます   まいます   まいます	29	こうえんり	公園緑地	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を
30				図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化
### 1985   自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となっている道路。    31				的な都市生活を確保するための土地。
### 1985   自動車専用道路。自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となっている道路。    31	30	こうきかく	高規格幹線道路	<ul><li>□ 高速自動車国道(高速道路)を中心に一般国道の自動車専用道路など</li></ul>
30   31   2   5   5   5   5   5   5   5   5   5			1/4/9814 1 1/1/4	
う・こうえきしせつ         32 こうぎょう 工業用地 ようち 国土利用計画では、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以事業所の敷地としている。         33 こうせいふくししせつ       病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設くししせつ         34 こうつうし 交通施設 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな				
32       こうぎょう 工業用地 ようち       一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以事業所の敷地としている。         33       こうせいふ 厚生福祉施設 くししせつ       病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設 くししせつ         34       こうつうし 交通施設 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	31		公共・公益施設	
32       こうぎょう       工業用地       一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以事業所の敷地としている。         33       こうせいふくししせつ       病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設くしている。         34       こうつうし 交通施設       道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな		う・こうえき		
はうち 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以事業所の敷地としている。  33 こうせいふ 厚生福祉施設 病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設		しせつ		
事業所の敷地としている。  33 こうせいふ 厚生福祉施設 病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設 くししせつ  34 こうつうし 交通施設 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、 土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	32	こうぎょう	工業用地	一般には、工業生産を行うための土地。
33		ようち		国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以上の
34       こうつうし 交通施設				事業所の敷地としている。
34 こうつうし 交通施設 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、 士利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな	33	こうせいふ	厚生福祉施設	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設。
せつ 土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まな		くししせつ		
	34	こうつうし	交通施設	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、国
05 とこじじ、 古庇は如区屋ノ  のツラーノジ  か無日区屋とはじはしよりみ  しロ  カノンラニ		せつ		土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
35   こりとしよ  尚及情報連信4   ①尤ノアイハーや衛星連信をはしめとする不ツトリークインノフ、	35	こうどじょ	高度情報通信イ	<ul><li>①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②</li></ul>
				①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェ
しんいんふ ア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、(		しんいんふ		ア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①
ら 及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤。		5		及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤。
36 こうはいの 荒廃農地 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農	36	こうはいの	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業
うちでは作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。	L	うち		では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
37 こうゆうち 公有地化 民有地を国または地方公共団体が所有する土地とすること。	37	こうゆうち	公有地化	民有地を国または地方公共団体が所有する土地とすること。
カュ		カュ		
38 こうきょう 公共施設 文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公室	38	こうきょう	公共施設	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等
しせつ 公のために設けられた施設。		しせつ		公のために設けられた施設。
39   こうりゅう   交流人口 その地域に一定の目的(ビジネス、観光、週末居住、二地域居住等	39	こうりゅう	交流人口	その地域に一定の目的(ビジネス、観光、週末居住、二地域居住等)で
		じんこう		訪れる人。「定住人口」に対する概念。

40	こうれいせ たい	高齢世帯	世帯主が65歳以上の世帯。
41	こくどしげん	国土資源	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間 にとって様々な価値をもたらす素材。
42	こくどちょ うさ	国土調査	①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①~③の基礎とするために行う調査。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
43	こくどのりようくぶん	国土の利用区分	国土利用計画では、農用地、森林、宅地等の地目別区分及びその他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用地、沿岸域)、市街地の区分をさす。
44	こくどほぜん	国土保全	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵食、堆積、海岸 侵食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質 移動による土地形状の変化を抑制又は停止させること。
45	こくどほぜ んしせつ	国土保全施設	治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等。
46	こくどりよう	国土利用	土地・水・自然という側面から見て、国土を利用すること。土地利用 に比較して、国土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範 な概念である。
47	さーびすか	サービス化	経済社会諸活動における非物的価値の増大。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をさす。但し、必ずしも産業の分野に限るものではなく、あらゆる分野でこの傾向がみられる。
48	さいがい	災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因(放射性物資の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故)により生ずる被害。
49	さいがいじゃくしゃ	災害弱者	自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力(危険察知能力)、危険を知らせる情報を受け取る能力(情報入手・発信能力)、そうした危険に対して適切な行動をとる能力(行動能力)の面で、ハンディキャップをもつ人びとを総称する概念。 具体的には、傷病者、身体障害者、精神障害者をはじめ、日常的には健常者であっても理解能力や判断力をもたない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者や、わが国の地理や災害に関する知識が乏しく、日本語の理解が十分でない外国人など。
50	さいかいはつ	再開発	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与すること。
51	さいせいか のうえねる ぎー	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽 光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として 利用することをさす。

-	Γ	T	
52	さいそうほ	採草放牧地	農地法第2条第1項に定める採草放牧地。
	うぼくち		農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家
			畜の放牧の目的に供されるものである。
			なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には
	( ) 7 ( )	mulm I	肥料、飼料の材料を得るための採草のことである。
53	さとちさと	里地里山	奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけ
	やま		を通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、
	(- ) <del>1</del> 11 -	호텔 IL (무 / ) . ㅡ	それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
54	さんぎょ	産業・物流インフ	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基準
	う・ぶつりゅ	ラ	の基盤。
	ういんふら	(- <del></del>	
55	しーえるて	CLT(直交集成	ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚な木質パネル。
	いー(ちょっ	板)	中大規模建築物の構造用部材としての利用が期待されている。
	こうしゅう		
	せいばん)	3% L 0 Pr	
56	じおぱーく	ジオパーク	「ジオ(geo)」は、地球や大地という意味の接頭語で、ジオパークと
			は、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む
			一種の自然公園のこと。
57	しがいち	市街地	国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区(DID)を
			37.
			都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いること
	2 200 2 2 20		があるので注意を要する。
58	しぜんいじ	自然維持地域	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態
	ちいき		で維持されてきた地域であって、かつその自然がすぐれた属性を有して
	1 12 2 2 . )	<b>卢 45年</b>	おり、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域。
59	しぜんかんきょう	自然環境	日光・大気・水・土・生物などによって構成され微妙な系として国土 に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
60	しぜんてき	   自然的土地利用	国土利用計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、
00	とちりよう	ロ 3/41 ユート G L d / 11	原野、水面、河川、海浜などの土地利用をさす。
			都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。
61	しつげん	湿原	地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群でおおわれた土地。
62	じゅうたく	住宅ストック	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅
02	すとっく		全体。
63	じゅうたく	住宅地	·· 「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積のうち住宅用地
	5		及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務
			員住宅用地とされている土地。
64	しょうしか	少子化	出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子ども数の減少傾向を
			さす。
65	しょきのう	諸機能	国土利用計画においては、生産機能、商業機能等人間が形成した社会
			的機能の総称をさす。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識し
			て用いられることが多い。
66	しょゆうし	所有者の所在の	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判
	やのしょざ	把握が難しい土	明しても所有者に連絡がつかない土地。
	いのはあく	地	具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されてい
	がむずかし		
	いとち		ないなどの理由により、所有者(登記名義人が死亡している場合は、そ
			の相続人)の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡し
			ており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている
			土地など様々なケースを含む。

67	じんこう	人口	当該地域に存在する人の数、単に人口といった場合、常住人口(夜間
			人口)をさす。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に
			3ヶ月以上にわたって居住しているか、あるいは3ヶ月以上住むことに
			なっている人口。通勤・通学などによって一時的に他地域に存在するこ
			とになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
68	じんこうし	人口集中地区(市	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調
	ゅうちゅう	街地)	査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、1)原則として
	ちく(しがい		人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市
	ち)		区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国
			勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域のことをさす。 なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・
			はわ、八口集中地区は「都川的地域」を表り観点から、子校・研先別・ 神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務
			所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のあ
			る基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密
			集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める
			基本単位区等が上記 1) の基本単位区等に隣接している場合には、上記 1)
			を構成する地域に含める。
69	しんすいく	親水空間	地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体
	うかん		的・空間的に呼称したもの。
70	しんりゃく	侵略的外来種	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への
	てきがいら		被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状
	いしゅ		態では生じ得なかった影響をもたらすもの。
			侵略性に係る評価項目について整理し、防除等の対策の方向性により
			カテゴリを区分した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外
			来種リスト(略称:生態系被害防止外来種リスト)」を環境省と農林水産
71	しんりん	森林	省が策定している。 一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地(林地)で
71	CNIN	林代件	あるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。
			なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に
			供される土地(例えば植林前の伐採跡地)は森林に含まれる一方、農地
			や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。
72	しんりんき	森林吸収源対策	温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための
	ゅうしゅう		対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、
	げんたいさ		木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組み。
	<	** 1.1.7/5* \	/#/E] ) / II
73	しんりんし	森林資源	資源としてみた場合の森林。物的存在としての森林に対し、森林資源した。原料に対けてはいる。
	げん		とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての 利用価値の意味をこめた用語。
77.4	ナルナ、	ナレゼ	
74	すいけい	水系	地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に関連された水路、運河なども今は流域全域にわたる網の日のような水流
			開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流 組織。
75	すいめん・か	水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、国土利
	せん・すいろ		用計画においては、水面は湖沼(人造湖及び天然湖沼)とため池の満水
			時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の
			河川区域、水路は農業用用排水路としている。
76	せいかつか	生活環境	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さ
	んきょう	// \\~ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	や交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境。
77	せいかつか	生活関連施設	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、
	んれんしせ		スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤
	つ		施設。

		at tite	11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
78	せいたいけ い	生態系	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念。
79	せいたいけ	生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、
	いさーびす		   繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調
	,		整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービ
			ス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがあ
			5.
80	せいたいけ	生態系ネットワ	自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重
	いねっとわ		要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとま
	-<		りを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、
	,		その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐもの。
			エコロジカル・ネットワークともいう。
81	せいぶつた	生物多様性	生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあるこ
	ようせい	1147 H411	とと定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の
	3,72		多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。
			例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に
			言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べ
			る一食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつなが
			り、生態系間のつながりなどを表している。
			また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と
			│ 世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりも
			ある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うこと
			や、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結
			びついて地域に固有の風土を形成していることである。
82	そのたのた	その他の宅地	国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地いずれにも該当し
	くち		ない土地。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などが
			これに含まれる。
83	そふとか	ソフト化	装置、施設(ハード)を主体とした追求から、その利用技術(ソフト)
			を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れ。サービス
			化と併せて用いられることが多い。
84	だいがいく	大街区化	複数の街区に細分化された土地を集約・整形して大型の街区を創出す
	カュ		ることにより、敷地の一体的利用と公共施設の再編を図るもの。
85	だいきぼし	大規模集客施設	都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万 m² 超の店舗、映画
	ゅうきゃく		館、アミューズメント施設、展示場等をさす。
	しせつ		
86	たくち	宅地	一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画に
	-		おける宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地
			及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地。
			したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれる。
87	たけのさ	竹の里・乙訓	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	と・おとくに		台や光明寺をはじめとする歴史的史跡・名勝が数多く、自然豊かな地域
	• •		であり、「竹の径みち」など観光振興による地域活性化が進められている
			とともに、西山地域においては、品質の高いタケノコ生産や古くからシ
			ロチクなど京銘竹の生産が行われていることから、「竹の里・乙訓」とし
			たもの。
88	ちいきざい	地域材	一定の地域内(必ずしも同一県内に限らない)において生産、加工、
			流通される木材のこと。
89	ちいきさん	地域産業	広義には、その地域に存在するすべての産業をさすが、国土利用計画
	ぎょう		においては、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な
			係わりを有する産業。

90	ちいきしげ ん	地域資源	土地・水・自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人 的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。
91	ちいさなき	 小さな拠点	中山間地域において、買い物、金融、福祉等の生活に必要な機能をワ
91	よてん	小では拠点	中山間地域において、真い物、金融、価値等の生活に必要な機能をクレンストップで提供する拠点。
92	ちかくうか	地下空間	地下に形成された、又は形成される空間。通常は地下街、地下鉄、地
-	λ	1 1111	下貯蔵庫などに利用されている地下の空間をさす。
93	ちさんしせ	治山施設	土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等
	つ		の施設。
94	ちしついさ	地質遺産	地質学的に重要な地層や岩石が直接見られる場所、重要な地形などを
	$\lambda$		含む一種の自然公園。
95	ちすいしせ	治水施設	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流
	つ		水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等。
96	ちせきせい	地籍整備	主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画(一筆)毎の境
	び		界、面積等を明確にすること。
97	ちゅうさん	中山間地域	農林統計上用いられている地域区分(地域農業の構造を規定する基盤
	かんちいき		的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市町村及
			び旧市区町村を区分したもの)のうち、「中間農業地域」と「山間農業地
			域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地をさす。
			また、食料・農業・農村基本法では、山間地及びその周辺の地域その
			他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山 間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法(特定農山
			村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法
			<ul><li>律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興</li></ul>
			法等)の指定地域を含む概念として使われる。
98	ていじゅう	定住人口	その地域に住んでいる人(居住人口)。「交流人口」に対する概念。
	じんこう		
99	てい・みりよ	低・未利用地	土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して
	うち		利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの。
			特に、大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得ら
		ton I	れていない状態が一つの目安となる。
100	とし	都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。
			国土利用計画では、おおむね市街地(人口集中地区)及び計画期間中
101	としか	<b>教士ル</b>	に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。
101	C U// <sup>4</sup>	都市化	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口 の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられるこ
			とが多い。
102	としこうぞ	都市構造	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される
	5	HL:11117C	形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、
	*		工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的
			な地域構造。
103	とししせつ	都市施設	都市計画法第11条第1項に掲げる施設。具体的には、道路、公園、
			水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施
			設、流通業務団地等。
104	としてきと	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的
1	ちりよう		施設による土地利用。

	,,,,	I Idaha VI dan I.	I Idamovi I I Idavi Ida - Ida
105	どじょうお	土壌汚染調査	土壌汚染対策法第3条又は第4条に基づき、使用が廃止された有害物
	せんちょう		質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地もしくは土壌汚染による特度が表が出来がある。
	さ		る健康被害が生ずるおそれがある土地において行う土壌の特定有害物質
			による汚染の状況に関する調査。   土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が、環境大臣指定の調査
			大地が行有等の行有も、自発有人は口有有がか、原境人に指定の調査   機関に依頼して行うこととされている。
106	とちりよう	上 十地利用基本計	国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画
100	きほんけい	正地州川本本町	に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階
	かく	<u> </u>	から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。
	,		土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、
			森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が
			一元的に管理・運営することで、 総合的かつ計画的な都道府県土の利用
			が図られる。
107	ないすい	内水	豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、こ
			れにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
108	なんかいと	南海トラフ地震	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法におい
	らふじしん		て、「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の
			海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラ
			シアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をさし、「南海ト
			ラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を
		->1 111 <del>-</del>	震源とする大規模な地震をさす。
109	にじさいが	二次災害	事件・事故・災害が起こった際に、それに派生して起こる災害。
110	いってもし	一小がた ウ な	1日の風とよりよし方体の任何とって)しの和て目がによって形式とし
110	にじてきし ぜん	二次的自然	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成され
	せん		た半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然 がその代表的なもの。
111	にちいきき	二地域居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタ
111	よじゅう	—地域店住	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
112	ねつかんき		緑地・水面等を効率的に配置及び人工排熱を低減することにより、ヒ
112	ょうかいぜ	<b>然來現以音</b>	ートアイランド現象を改善すること。
	<i>h</i>		なお、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被
	70		覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房などの人工排熱の増加によ
			り、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高
			くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその
			周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街
			地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイ
			ランド (熱の島) といわれる。
113	のうぎょう	農業生産基盤	農業生産に必要な農用地、農業用用排水施設、農道等の固定資本(土
	せいさんき		地に固定された施設の蓄積)。
	ばん		
114	のうぎょう		食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を
	ようようは	設	防ぐための排水等のためのダム、頭首工、用排水路、用排水機場等のこ
	いすいしせ		
	つ		なお、国土利用計画では、水面・河川・水路の利用区分面積に、農業
115	ひまたりか	曲工业	用ダム、農業用ため池、農業用用排水路の面積を含んでいる。
115	のうさんぎ	農山漁村	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また
	よそん		恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している。 はまが家集している 集変 第4 典山海村に今まれ
			る地域。またこの場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれ
			් තිං

116	のうち	農地	広義には農業に用いる土地全般。国土利用計画では、農地法第2条第
			1項に定める農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔
			を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされている土地をさす。
117	のうちちゅ	農地中間管理機	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備され
	うかんかん	構	た公的な農地の中間的受皿となる組織。
	りきこう		地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化
			する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に
			貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、
			担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等
110	02+01	曲山の生年 佳幼	を行う。
118	のうちのし ゅうせき・し	農地の集積・集約	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等によりの農地を担い手 に集め経営耕地面積を拡大すること(集積)、さらに、担い手が連続して
	ゅうやく		作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること(集約)。
110		曲 '子	
119	のうどう	農道	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域
			に設けられた道路。国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町は対策の分帳」に記載された豊道なさせ
100	0 5 h 1 +"	曲十十十十二	村道路台帳」に記載された農道をさす。
120	のうりんぎょうてきょ	農林業的土地利	主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することを  さし、農地、投草が牧地、赤林(自然環境の保全を与し)て維持すべき
	ょうてきと ちりよう	用	さし、農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき 森林を除く。)、農道、林道等がこれに該当する。
121	ばいおます	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系
121	121 30 2 3		バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設
			発生木材、黒液、下水汚泥などがある。
			主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥
			のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アル
			コール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用なども
			ある。
122	はざーどま	ハザードマップ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危
	っぷ		険区域を示した地図の総称であり、危険箇所、避難場所など、災害時の
			対応の参考になる地図。
			市町村単位で作成されており、地域の避難所、土砂災害の危険箇所や
			浸水した場合の水深などの情報が掲載されている。
123	びょうがい	病害虫	農作物、植林等への被害の原因となるウィルス、細菌などの病害及び
	ちゅう		ダニ、線虫などの害虫。
124	ぶんきょう	文教施設	学校、図書館等国民の教育、文化の向上に資する施設。
	しせつ		Minory John John Lold Sare, LLD Jan Jersen
125	へいさせい	閉鎖性水域	湖沼・内湾・内海など水の交換が悪い水域。一般に水質汚濁が進行し
	すいいき	m de la	etv.
126	ほあんりん	保安林	水源の涵養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道
			府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が
107	ナナ かっ. i	ナナ ナンフ、早知	制限される。
127	まちなみけ	まちなみ景観	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観。
100	いかん	-lorelizh	よえよう)を担える。個体 「156 「158 「158」「154」「155」「154」「155」「158」「158」「158」「158」「158」「158」「158
128	みずかんき	水環境	水を中心に捉えた環境。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念で
	よう		あり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしている。
	200		て捉えている。
129	みずしげん	水資源開発	通年、安定的に供給できる水の量を増加させること。ダムや河口堰等
	かいはつ		により貯水池を作り、そこに貯めた水を河川の流量が少ない時期等に放
			流して水供給の安定化を図るものであり、これらの施設及び貯水池のた
			めの用地が必要となる。

130	めんげんふ	面源負荷	汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりを有する市街
	カュ		地、農地、森林などからの負荷。
131	もくひょう ねんじ	目標年次	計画の最終目標を設定した年次。
132	もでるふぉ	モデルフォレス	1992 年の世界地球サミットの際にカナダが提唱した持続可能な地域づ
	れすとうん	ト運動	くりの実践活動のこと。カナダでは、森林整備、木材の活用、森林生態
	どう		系調査、野生獣の行動調査、渓流の水量・水質調査、生息魚類の調査な
			ど幅広い取組みが、モデルフォレストの活動の一環として、住民、ボラ
			ンティア、NPO、NGO、企業、行政の協働で実施されている。
			京都府では、森の恵みを受けている府民みんなで京都の森を守り育む
			運動として様々な取組みを推進している。
133	「もりのきょ	「森の京都」	生命を育む源でもある「森」をテーマにし、森・川・里の織りなす景
	うと」		観や環境・文化・生活を多面的な角度からとらえ未来に受け継ぐととも
			に、発信し、多角的に活かす地域となることをめざすプロジェクト。
134	やせいちょ	野生鳥獣被害	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、
	うじゅうひ		ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に
	がい		より、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生
			態系への影響も顕著になっている。
			また、鳥獣のよる人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見ら
			れている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森
			林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起
105	.1 > 10 . >	<b>海</b> 克曲 11.	こす懸念も指摘されている。
135	ゆうりょう	優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の自分が開発した。
	のうち		の良好な営農条件を備えた農地。
136	ようはいり	要配慮者利用施	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
	よしゃりよ	設	高等専門学校、専修学校(高等課程を置くものに限る)、児童福祉施設、
	うしせつ		老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス
			事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、障害児通所支
			援事業所、救護施設、更正施設及び医療保護施設、特別支援学校、その
			他要配慮者に関連する施設等をさす。
137	らいるらい	ライフライン	「生活の幹線、すなわち都市生活を含む上での命綱」(Duke, 1975) と
101	b	)	定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形
	, 0		成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有し
			ている。具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義
			の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用溜池、
			空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画では、主として狭義
			の施設を対象としている。
138	りゅういき	流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲。
139	りょくち	緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環
			境を形成しているもの。
140	りんどう	林道	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を
			通じて築設された道路。国土利用計画では、国有林道および民有林道の
			両者のうち、林道規定(林野庁長官通達)第4条に定める自動車道及び
			軽車道。
141	ろくじさん	6次産業化	1次産業としての農林漁業(農林水産物の生産)と、2次産業として
	ぎょうか		の製造業(農林水産物を原材料とした加工食品の製造等)、3次産業とし
			ての小売業等の事業(加工食品の販売等)との総合的かつ一体的な推進
			を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。